

令和5年度

健全化判断比率等並びにその算定の基礎
となる事項を記載した書類の審査意見書

日置市監査委員

日監第 23 号
令和6年8月16日

日置市長 永山由高 殿

日置市監査委員 櫻井健一
同 黒田澄子

令和5年度財政健全化判断比率等並びにその算定の基礎となる事項を記載した
書類の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下この意見書においては「健全化法」という。）第3条及び第22条の規定により審査に付された、令和5年度日置市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査の結果及び意見について、次のとおり提出します。

目 次

審査について

1	審査の対象	1
2	財政健全化判断比率等の提出時期	1
3	審査の期間	1
4	審査の方法	1

審査の結果について

5	令和5年度健全化判断比率審査の結果	1
6	審査の概要	2
(1)	健全化判断比率	2
(2)	資金不足比率	2
7	審査を経ての意見	3

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により提出された、令和5年度歳入歳出決算に基づき算出された次の財務指標等

- (1) 実質赤字比率の状況並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 連結実質赤字比率の状況並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (3) 実質公債費比率の状況並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (4) 将来負担比率の状況並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (5) 公営企業決算に基づく資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 財政健全化判断比率等の提出時期

令和6年7月11日

3 審査の期間

令和6年7月26日

4 審査の方法

審査に当たっては

- (1) 法令等に照らして財政指標の算出過程に誤りはないか。
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか。
- (3) 財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で財政指標の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

などの点を第一義的な主眼とし、令和5年度健全化判断比率検収調書並びに令和5年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書、公営企業会計決算書、一部事務組合・広域連合、公社・第三セクター決算書等の関係書類を照査検証しながら関係者からの説明等も聴取し慎重に審査した。

5 令和5年度健全化判断比率審査の結果

令和5年度日置市健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に準拠して作成され、計数は正確に計上され適正であることが確認された。

また、公営企業会計に係る資金不足額等の数値も正確に計上され適正であることが確認された。

6 審査の概要

(1) 健全化判断比率 (%)

比 率 名	令和5年度比率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	12.78	20.00
連結実質赤字比率	—	17.78	30.00
実質公債費比率	8.1	25.00	35.00
将 来 負 担 比 率	0.1	350.0	

(注) 実質赤字額、連結実質赤字額が生じていない場合は「—」で表示。

ア 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、令和5年度決算において黒字計上の決算となり、実質赤字比率は -6.76%、連結実質赤字比率も -28.46%の計上となっている。

今後の決算状況においても、黒字計上の決算が継続されるよう内部努力を含めた一層の健全運営が求められるところである。

イ 実質公債費比率については、8.1%（3ヶ年平均）であり基準値内の数値である。

ウ 将来負担比率については、0.1%であり基準値内の数値である。

(2) 資金不足比率 (%)

会 計 名	令和5年度比率	早期健全化基準	財政再生基準
(法適用)			
水道事業会計	—	20	
下水道事業会計	—	20	
(法非適用)			
国民宿舎事業特別会計	—	20	
健康交流館事業特別会計	—	20	
温泉給湯事業特別会計	—	20	

(注) 資金不足額が生じていない場合は「—」で表示。

ア 資金不足比率関係における、法適用企業会計（2会計・水道事業、下水道事業）の流動資産額が流動負債額を上回り「資金の不足額」（資金不足比率）計上となっていない。

法非適用企業特別会計（3会計）についても、歳入額が歳出額を上回り「資金の不足額」（資金不足比率）の計上となっていない。

7 審査を経ての意見

健全化法においては、4指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業に係る企業会計並びに特別会計毎の資金不足がある場合の不足額等の数値公表が義務付けられている法律である。

審査の結果及び概要でも述べたとおり、日置市における令和5年度決算において、健全化法の規定による指標の数値が基準値を超える数値の計上とはなっていない。

指標のうち一つでも基準値を超えた場合、外部による監査や財政健全化計画の策定が義務付けられるなど厳しい国の管理下に置かれる結果となる。それらのことを常に念頭に置き日置市の財政運営がその自己責任の下、健全に運営されて継続されることを願うものである。